

令和3年度 第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議要点記録

日 時 令和4年1月17日（月）13：30～15：30

場 所 ザザシティ浜松 中央館5階 ここ・いーら ギャラリー2

次 第

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 議 事
 - (1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要
 - (2) 令和2年度の状況報告
 - (3) 各機関の取組
 - (4) その他
- 4 事務連絡
- 5 閉 会

主な発言内容

(1) 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長 野田 志保＞

- 平成25年9月に施行された「いじめ対策推進法」第12条の規定により策定された「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、平成26年4月に浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置した。
- 要綱の第2条に、当協議会の所掌事項は「いじめ防止等の対策に関すること」「いじめ防止等の対策の調査研究に関すること」「いじめ防止等の啓発活動に関すること」「その他いじめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項」の4点について、連携を図るために必要な内容を協議するとしている。
- 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」の「第2 浜松市のいじめ防止等のための対策」として、「家庭と学校と地域が、いじめから子どもを救う」とあり、「1 浜松市の役割」「2 家庭の役割」「3 学校の役割」「4 地域の役割」の4点について記載がある。この基本方針では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」「重大ないじめ問題への対処」について言及しているが、当協議会では、重大ないじめが起きないよう「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」に向けた有用な手立てについて、参加委員から意見をいただく中で構築し、情報を共有していきたいと考えている。

(2) 令和2年度の状況報告

<浜松市学校教育一部指導課主幹 青島 正和>

- 学校では、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」の中にある「いじめの定義」に則り、いじめを認知し教育委員会に報告をしている。
- いじめの認知件数は、小学校で前年度比 34.5%、中学校で前年度比 5.9%と増加傾向となっている。特に小学校低学年での認知件数が大幅に増加している。
- 解消率は、小学校で前年度比 11%、中学校で前年度比 4.6%と過去3年間の中でもっとも高くなっている。
- いじめの態様については、小中学校ともに「冷やかしかからかい」が最も多く、小学校では、「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為が大きな割合を占めている。また、最近ではSNS上での誹謗中傷が、小中学校ともに増加しており、いじめが表面上見えにくくなっているところが特徴として挙げられる。
- 浜松市では、いじめの認知件数は増加傾向だが、全国的には令和2年度についてのいじめの認知件数は減少している。
- 学校では、「いじめの定義」にあるように「冷やかしかからかい」といった小さなことから、または疑いでもいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場に立つ」という基本方針に則り認知をしている。児童生徒の様子を丁寧に把握し、小さなトラブルから対応するなど、積極的ないじめ認知と迅速な対応が解消率を高めている。
- 教師と児童生徒の信頼関係構築やいじめの未然防止の学級風土作りに力を入れている。いじめは、「加害者」や「被害者」だけではなく、「観衆」や「傍観者」といった子供たちの学級での雰囲気というものが、いじめを助長することもある。そのため未然防止には、学級風土作りが欠かせないと考えている。
- 「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を構築することで、積極的にいじめの認知をし、校内の「いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での早期対策に努めている。担任が把握したものを「いじめ対策委員会」という学校の組織で対応していくということになるので、「いじめ対策コーディネーター研修」を通して未然防止や早期発見、早期対応について、教職員の研修を深めている。
- SNS上でのいじめについては、「ネットパトロール事業」の活用や「情報モラル講座」等を推進することで、未然防止や早期発見に繋げている。
- 「いじめ防止等の基本方針」の積極的な見直しを行い、教職員のいじめ認知への意識を高めていく。また、保護者や地域に対して、学校ホームページや学校便り等を通じて、積極的に情報発信し、連携を図れるようにしていきたい。

(3) 各機関の取組

(表の説明)

<浜松市子ども家庭部次世代育成課副主幹 足立 敏久>

○ 当協議会として、各委員の意見を参考に平成29年度に作成した表の説明をする。ねらいは三つ。

- ①各機関がどのような取組を行っているのかの相互理解。
- ②相互理解を踏まえ、機関の枠を超えて一緒に取り組めることがあるのではないかとこの連携強化。
- ③一覧化することで、取組の濃淡が分かり、対象を拡大する必要があるのではないかとこの気づき。

一覧の見方は、表側には機関ごとに「未然防止」「早期発見」「早期対応」に区分されている。表頭は取組の対象で、対象ごとに「本人」「保護者」に区分されている。表側と表頭をクロスさせることにより、どの機関が誰を対象にどのような取組を実施しているかを一覧で確認できる。一覧を相互理解、連携強化に役立てたい。

(行政の取組)

<浜松市子ども家庭部次世代育成課主幹 足立 敏久>

○ 行政の取組のうち、次世代育成課・青少年育成センターが実施している取組から説明する。

○ 表頭「A 未就学児」の保護者から「E 教職員」を対象に「ネットいじめ防止の情報モラル講座」を実施している。今年度は、12月までに65件の講座を実施、1月以降3件の申込を既に受け付けている。今後、申込を受け付けるものも含め、依頼件数が増加していくことが予想される。通信機器利用の低年齢化だけでなく、今年度は教育委員会より、各小中学校にタブレットが配布され、小学校1年生からパスワードの管理をしなければいけないことや、チャット機能を使いたいじめやトラブルなどが全国でも話題になったことで、保護者を含む講座依頼が増加していることが挙げられる。「情報モラル講座」は、「E 教職員」の列を見ると、「早期発見・早期対応」にも寄与するものと捉えている。

○ 「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの「未然防止」のため、関係機関の代表の方に参集いただき情報共有、情報交換を行っている。

○ 「補導・声掛け活動」は、浜松駅周辺と市内48中学校区で巡回・声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見、早期対応、青少年の健全育成を目的とする。

(浜松市教育委員会の取組)

<浜松市学校教育部指導課主幹 青島 正和>

○ 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針の策定」については、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたが、その法律の趣旨を踏まえた国の基本方針を参考にして、浜松市におけるいじめ防止等のための方策を総合的かつ効果的に

推進するため、平成26年3月「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。さらに、この基本方針に基づいて、浜松市内の各小中学校では、学校ごとの「いじめ防止基本方針」を定め、組織的にいじめ防止の対策に取り組んでいる。

- 「いじめ対策コーディネーター研修会の開催」については、基本方針の「教職員の資質向上、外部人材の活用」に基づき、浜松市立の小中学校には、学校がいじめ対策の中心となる「いじめ対策コーディネーター」を位置付けている。いじめに関する情報を収集し、指導、助言を行い、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の核となる「いじめ対策委員会」の企画運営を担っている。教育委員会として、このコーディネーターの研修会を年間2回開催し、講義や演習、事例研究等を行い、いじめの問題に関する資質の向上に努めている。今年度については、第1回目を4/23に鳴門教育大学より坂根健二先生を招いて、「いじめ防止に関わる対応」について、講義いただいた。2回目については、昨年12月に「いじめ対策等専門家チーム」の委員でもある、常葉大学の太田正義准教授にご講話をいただき、研修会を開催している。
- 「いじめ問題への取組についてのチェックシートの活用」については、基本方針の「学校運営の改善への支援と検証」に基づき、管理職及び教職員1人1人がいじめ問題の重大性を再認識し、適切な対応ができるようにするため、いじめ問題への学校の取組について総点検を実施している。チェックの項目は、「いじめの認識」「組織体制」「教育指導」「問題発見」「問題対応」「PTA地域との連携」の категорияに分類し考察している。さらにチェックシートの中で各校の「いじめ防止等のための基本的な方針」を見直すよう、教育委員会からお願いしている。
- 「生徒指導アドバイザー、SC、SSWの派遣」については、基本方針の「教職員の資質向上、外部人材の活用」に基づき、問題行動や不登校、いじめ等の解消や未然防止のため、生徒指導アドバイザーを指導課に設置し、市内の小中学校や警察署等を巡回し、情報交換や助言指導を行っている。今年度の生徒指導アドバイザーは、元校長で生徒指導にも長けており、各学校の管理職の先生にも指導助言を行っている。また、いじめ等の具体的な事案について、児童生徒や保護者の心のケアに努めたり、福祉分野等の関係機関との連携に繋げたりするため、SCは小中学校、SSWは浜松市立高校を含めた小中高校に派遣している。
- 「いじめ対策等専門家チームの活用」については、基本方針の「いじめ対策等専門家チーム」に基づき、浜松市独自で「いじめ対策等専門家チーム」を活用している。委員は、弁護士、学識経験者、精神科医、臨床心理士、元警察官、起業家の6名。いじめ等の重大な事案に対して迅速かつ適切に対応するため、専門的な知見に基づく指導及び助言をしていただいている。また、市内部会の生徒指導研修会等への個別案件に対する助言、未然防止に関わる取組に対する指導も行っている。
- 本年度、市内小中学校の小学校4年生から中学3年生を対象に、「安心して学校生活を送るためのアンケート」についてインターネットを介して調査をする予定でいる。この調査については、基本方

針の「調査、研究の推進」に基づき統一した内容で調査を実施する。

- 「学校ネットパトロールの実施」については、今年度より株式会社JMCと委託契約を結び、浜松市立高校も含めた小中高校の学校非公式サイトや個人プロフィールサイト、SNS等における子供たちの書き込みについて現状把握を行うとともに、ネット上で発生しうるいじめや問題行動への早期発見、早期対応を目的としたネットパトロールを行っている。緊急性の高い案件は、個別調査を依頼し、削除依頼等も含めた迅速な対応をいただいている。
- 「電話相談体制の整備」については、基本方針の「いじめに関する相談機関」ということで、教育総合支援センター「浜松市いじめ子供ホットライン」がある。センターを拠点として、24時間体制の電話相談窓口を整備し、いじめの早期発見、早期対応に努めている。
- 「遵法教室」については、小学校高学年を中心に、少年法では14歳から刑法に該当するというところ、いじめも含めた子供同士の関わり、学校での指導というところに触れた教室を実施している。
- 「三遠南信中学生交流会」については、昨年度と今年度はオンラインでの開催になった。長野県飯田市、愛知県豊橋市と3市で、テーマは年によって違うが、いじめの問題についても触れ、意見交換を行う年もある。
- 「全国いじめ問題子どもサミット」については、昨年度は中止。今年度も参加はしていない。ポスターセッション等で全国の小中学生の意見を聞き、それを学校や地域にその様子を伝えていくことで、いじめ問題を子供同士で考え合うというようなものになる。

(浜松市PTA連絡協議会の取組)

<浜松市子ども家庭部次世代育成課 市川 直樹>

- 本日欠席のPTA連絡協議会の取組について、委員から事前に内容を伺っているので、代理で説明する。
- 浜松市PTA連絡協議会は、PTA会員の中において、保護者つまり大人のための組織である。浜松市PTA連絡協議会としては、いじめは命に係わる重要なテーマとして位置付けている。保護者の代表であるPTA役員を対象とした講演会や研修会を開催して、PTA会員に情報提供を行い、それを各学校のPTAに周知していただく形で運営している。
- 取組として、「浜松市PTA指導者研修会」、「教育講演会」、を実施して、小中学校の保護者である各学校のPTA役員に参加をお願いしている。今年度はコロナのため11月に「浜松市PTA指導者研修会」、12月に「教育講演会」の2つの研修会について規模を縮小して実施した。内容は、新型コロナに関する差別や誹謗中傷がいじめに繋がっていることについて等の意見交換を行った。

(小中学校の取組)

<浜松市学校教育指導課主幹 青島 正和>

- 本日欠席の小中学校長の代理で説明する。
- 「いじめ防止等の基本的な方針」については、教育課程編成ということで、年度末に各学校で1年間の活動を振り返る中で評価をしている。その中の1つとして、「いじめ防止等の基本的な方針」を各学校で見直しを図っていただくように依頼もしているので、学校ごとの方針が、今の子供たちに合っているのか、即しているか検討をしている。
- 「安心して学校生活を送るためのアンケート」については、行政の取組でも説明したが、小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒向けの統一された調査を平成26、29年度、そして本年度に行っている。このアンケートは、「いじめ対策等専門家チーム」の委員から、アンケート方法を含めて、助言をいただきながら作成している。
- 「アンケート実施」については、教育委員会からお願いしているアンケートとは別に、学校毎に名前は違うが、「生活アンケート」、「いじめに関するアンケート」ということで、多い学校で月に1回、少なくとも学期に1回は、子供向けにアンケートを行っている。学校によっては、保護者に対しても、「いじめアンケート」として情報を収集している。
- 「個別相談の実施」については、日頃アンケートをして、子どもの様子を見ながら声掛けをし、個別相談を実施している。さらに各学期に1回程度、保護者と子供たちと話す場として三者面談を実施している。
- 「学校体制での対応」については、各学校週に1回、少ない学校でも月に2、3回「いじめ対策委員会」を兼ねた「生徒指導委員会」、「生活部会」を開催し、各学校でのいじめの様子、認知、取組について話し合っている。
- 「いじめ対策コーディネーター研修」については、「いじめ対策コーディネーター」または「生徒指導主任」といった教職員向けの研修を実施している。

(高等学校の取組)

<静岡県私学協会 西部支部長 高橋 千広>

- 私学においては、各学校で取組は異なるが、学期に1回は必ず「いじめのアンケート」を実施している。保護者へのアンケートについては、各学校によって違う。
- 「いじめ対策コーディネーター」は置いていないが、それに準じる形で、いじめの研修会には積極的に参加をし、いじめに対する指導の方法を学ぶように努力をしている。
- 学校の中の会議においては、いじめに関しては、何か案件があれば常にその会議において教員同士で対策を話し合うようにしている。
- これは本校の取組であるが、校長室の前にボックスを置き、「生徒が普段言えないこと、困りごと、

いじめに関して等、提案」等、何でも書いて入れられるようして生徒の言葉を聞くようにしている。

(浜松市青少年健全育成会連絡協議会の取組)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

- 健全育成会としては、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に、「ひとりひとりにいい声掛けデー」を11月に実施した。この活動を通じて、不審者が地域に入り込めない雰囲気やいじめを見逃さない地域づくりを目指している。私が担当している庄内中校区では、自治会、地域安全推進委員、PTA、見守隊の約200名の地域の皆さんが声掛け運動に参加をいただいた。コロナ禍の中でも、例年以上に地域の各種団体の協力を得ることができ、子供たちの元気の良い挨拶や表情が見受けられ、子供たちと地域住民の良い心の交流の機会となった。参加者の感想で、声掛け運動をする中で、「いきなり知らない子供に声を掛けて不審者と思われないか不安だった。」ということがあり、難しい世の中であることを痛感した。しかし、「見守る」気持ちを込めて声掛け運動を継続することで、子供たちと地域の大人が顔見知りとなり、さらに信頼関係を築くことができるのではないかと思う。今後も見守られる安心感を子供たちが得られ、いじめの未然防止につなげていけるよう活動を継続したい。
- 「地域クリーン作戦」など、声掛けイベント以外にも地域の大人と子供が交流する行事をこれからも大切にしていき、活動を続けていきたい。

(浜松市民生委員児童委員協議会の取組)

<浜松市民生委員児童委員協議会副会長 井村 元子>

- 民生委員児童委員の活動について、コロナ禍の中、協力に感謝する。
- 「学校訪問・家庭訪問」を実施しているとなっているが、民生委員児童委員は「家庭訪問」が多くなっている。「家庭訪問」をする中で、保護者からいじめに関しての相談もある。それに関しては、いろいろな皆さんから話を伺い、学校と連携して対応している。コロナ禍で家庭訪問が難しくなっている。本当はもっと家庭訪問をして、いろいろな話をして、1番初めに地域で支えられるところから民生委員児童委員も活動したい。

(浜松市警察部の取組)

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 山下 克巳>

- 浜松市内では6つの警察署及び2つの浜松地区少年サポートセンターでいじめ事案や相談について対応しているほか、元警察職員であるスクールサポーターが定期的に学校を訪問しながら、学校と緊密な関係を構築して、児童生徒の問題行動や安全確保に関する支援を行っている。
- 令和2年に警察で対応した県内のいじめによる事件の検挙補導人数は11人。また、警察が把握したいじめの情報は、中学校がもっとも多く、総数の43.8%を占めている。
- 学校におけるいじめ問題の中で、加害児童に犯罪行為があった場合、対応として重要なことは相互

に連携を図り、被害児童を徹底して守り通すことであると考えている。これを踏まえて、学校において相談等を行うべきか否か判断に迷う場合は、積極的に警察に相談していただき、相互連携した対応へと繋げていただければと思う。

- 今後もしじめの対応が迅速、万全に図れるよう関係機関との連携強化をお願いしたい。

(静岡地方法務局浜松支局の取組)

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 青木 稔典>

- 法務局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と共働して「人権相談」「人権啓発」「人権侵犯事件の調査、救済活動」の3本を柱に行政として人権尊重思想の普及・高揚並びに人権侵害による被害救済及び予防に取り組んでいる。
- 本年度の具体的な取組としては、教育委員会、学校関係者の協力をいただき、今年で40回目を迎えた「全国中学生人権作文コンテスト」。浜松市をはじめ磐田市や湖西市、浜松市人権擁護委員連絡協議会と連携した「浜松人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の活動として、小学校3、4年生の児童を対象とした「人権書道コンテスト」。また5、6年生を対象とした「人権ポスターコンテスト」を実施した。昨年末、市の人権啓発センターにおいて優秀作品展を開催した。
- 啓発活動の取組により、子供たちに人権について改めて考える機会を持たせるとともに、ご家庭や学校関係者には子供たちの人権課題に取り組む姿勢やその成果に目を触れていただくことで子供たちの心に触れる機会となり、いじめの予防や解決に繋がることを期待している。
- 参考までに今年度の全国中学生人権作文コンテストにおいて、浜松市立北部中学校からの応募作品が「法務大臣政務官賞」を受賞した。法務省内では、上から3つ目の賞となる。同作品は作品集として取りまとめられるなど人権啓発教材として活用される。
- 今年度15年目の取組みとして、浜松市人権擁護委員連絡協議会と共働し、教育委員会、学校関係者の協力により「子どもの人権SOSミニレター」の取組を展開をしている。本年度においては、現在までに支局管内において117通のミニレターが届いた。子供たちに寄り添い、一緒に解決方法を模索した。また、自殺に関連した内容の手紙については、学校と連携し見守りを強化するなどの取組を行ってきた。
- 法務局での対応として、「子どもの人権110番」の電話相談、「インターネット人権相談」受付窓口である「SOS-eメール」により、子どもたちの声を聞き、支局においても常設の電話相談窓口を設置して、相談者の声に耳を傾けている。今後とも、関係機関と連携し、力を借りながら、いじめの防止、解消する活動に取り組んでいく。

(浜松市人権擁護委員会の取組)

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 松山 正寛>

- 人権擁護委員の活動内容については、長年継続的に同じような内容で活動してきたが、年によって

少しずつリニューアルをしながら活動している。

- 「人権教室」については、幼稚園、保育園、小学校、中学校、放課後児童会といったところに我々が出向き、紙芝居或いは人形劇、またはDVDを流して討論会をさせている。長くは1時間の授業の場合もあるし、10、15分の場合もある。内容は、いじめ或いは差別、浜松は外国人が多いので外国人問題といったものが多い。中学校では、スマホを使った問題が最近が多い。
- 「SOSミニレター」については、保護者や学校の先生に内緒で、手紙を目安箱と同じように我々のところに投げかけてくるものであり、回答は人権擁護委員が書いている。もちろん重たいもの、人権侵害事件に関わるものは、法務局に任せているが、大半は「些細な人間関係」「友だちとのいざこざ」「コロナ禍の中での人間関係」となっている。人間関係を作るのが難しい時代になったと痛感している。令和2年度までは、夏休み前後に「SOSミニレター」の事業をやっていたが、これでは足りないということで、令和3年度は、1年中、常設ラックを設けて、生徒児童が困ったらすぐにその場でその手紙を手にとって、我々のところへ相談を投げかけるということができるようにした。その結果、相談件数が令和2年度より倍増した。内容的には重くはなかったが、児童生徒にとってみれば、非常に深刻な事案に該当するものもあるので、しっかり真面目に応えないといけないと感じている。
- その他「人権作文」、「人権書道」、「人権ポスターコンテスト」の審査委員や学校の人権担当の先生と合同の懇談会を開催し、自分の学校の人権教育について話し合っている。

(浜松市子ども家庭部児童相談所の取組)

<浜松市子ども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- 児童相談所は、職員が72名いるが、中学校区単位で総勢28名のケースワーカーを配置している。家庭や学校、関係機関、或いは地域を単位として効果的な援助活動、体制を取っている。また、子どもの気持ちを聞いたり、心理検査を行う臨床心理士である児童心理司も総勢12名配置して、子供の心理的なケア或いはその子を保護する場合に対応できる体制を取っている。
- 令和2年度に児童相談所で受けた全相談の対応件数は2790件。そのうち虐待に関する相談件数は833件。新聞報道等で発表させていただいたが、児童相談所開設当初の平成19年度から増加になっている。全国的にもそのような傾向である。
- 児童相談所で受け付ける相談の種別は、虐待、養護困難での養護相談、療育手帳等の関係の障害相談、触法等の非行相談、性格行動・不登校・しつけに関する育成相談等がある。いじめを主訴とする相談は、児童相談所では多くはなく、令和2年度は2件。これらは本人からではなく、中学生の保護者からの相談ということで受け付けて対応した。
- 2件とも、電話相談という形の中で一応機関対応は終わった。今後もしそれ以上相談がある場合についても適切に対応していくことを伝えて帰っていただいたということである。
- 児童相談所においては、これまでいじめを主訴とする相談は多くはないが、あらゆる相談を受ける

中に、虐待を受けた状況の中で、やはり学校でいじめを受けていたというケースが散見されているような状況。そういった場合については、学校或いは教育委員会へつなげるなど、必要に応じてスクールカウンセラーや学校と連携を図るような形で対応していきたいと思う。また、保護者が子供の心理的狀態に不安を抱えている場合等は、対象への家庭訪問を継続して、心理検査をする中で、状況下によっては医療機関へ伝えるということや、心の面のメンタル状態もケアしていくことも考えながらいろいろな機関を利用しながら児童相談所としては対応していきたいと考えている。

(質疑・意見)

＜浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘＞

○ いじめのアンケートについて、浜松市の小中学校全部で実施されているのか。いじめのアンケートをやっていない学校もあるのではないか。

(応答)

＜浜松市学校教育部指導課主幹 青島 正和＞

○ 各学校のいじめのアンケートについては、100%実施。学校毎の内容はそれぞれだがアンケートは実施している。おそらく、学校毎にアンケートのタイトルが異なり、「いじめアンケート」となっている学校もあるが、タイトルがいじめと触れていない学校が多いのは確かである。そのため子供とすると、普段の生活の中でのアンケートという受け止めの可能性があるかもしれない。

(質疑・意見)

＜浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘＞

○ いじめが発生する学校の中で、生徒が多くいるマンモス校、それから生徒が少ない学校等を見たとき、傾向としてどちらが多い等は把握してしるのか。

(応答)

＜浜松市学校教育部指導課主幹 青島 正和＞

○ 大規模校が、例えば必ずしもいじめの認知件数が多く、小規模校が少ないというわけではない。多少の学校規模の違いはあるものの、やはり学校の先生方の受け止めが、子供とすると些細なトラブルであっても、先生の受け止めとして、小さなことだが辛い思いをした子供がいたなら初期段階で丁寧に関わろうとして、いじめとして認知報告している学校もある。そういった学校は認知件数が増えてくる。私たちとすると、ケースごとにいじめではない等の判断はできないが、そういった受け止めの差は多少あり、認知件数の多い少ないはあるかと思う。

(質疑・意見)

＜浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘＞

○ いじめというのは、世界各国どこの国でもある。外国では、日本と違い、いじめが発生しているところで周りの人たちが、きちんと注意をする。日本の場合は、傍観というか、見て見ぬふりをする、或

いは隠したりする。それが結局自殺に繋がっていく。そういうところを早いうちに、いじめをしっかりと捕まえることが1番大切だと思うので、傍観しないで皆でいじめのことをしっかりしていかななくてはと思う。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会副会長 井村 元子>

- P10 のいじめに関する相談機関ということで、「浜松いじめ子どもホットライン」(053-451-0022) というのがあるが、本当にいじめられている子供というのは、誰にも相談できず、本当に悩んでいる。それで相談する人を間違えると、またいじめられる怖さが子供たちの中にはある。このホットラインの番号は、ちょっとでも嫌な思いをしたり、ちょっとでも辛いことがあった時に電話すれば聞いてくれるということを知って子供たちにも分かるような、授業の中で配信していただき、本当に悩んでいる子供たちのために活用してほしい。それが何でもないことかもしれないが、少し電話するだけで休まる子供もいるかもしれないと思う。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 青島 正和>

- ホットラインについては、年度初めに紹介はしているものの、確かに子供であるので、これが記憶に残っていないこともある。私たちとしても、今のご意見をいただく中で、例えば学校の長期休業に入る前であるとか、教職員向けの研修の中で改めて紹介の頻度を上げていくとか、そういったことで対応したいと思う。

(質疑・意見)

<浜松市民生委員児童委員協議会副会長 井村 元子>

- 折角この電話があるので、本当に悩んでいる子供たちが誰にも相談できなくて、ここへ電話して聞いてもらうだけでも気が休まると思う。

(質疑・意見)

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

- 先程、山下委員や松山委員からも話があったが、被害児童生徒を守るというところが、いじめでは原点になっているところではある。全国的には認知件数が減っている中で、浜松市として認知件数が増えていることをどのように捉えているのか教えていただきたい。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課主幹 青島 正和>

- 先程、昨年度の状況の報告をしたが、全国的にも県でも昨年度のいじめ件数は減少していた。県や全国の分析としては、コロナの影響もあり、昨年度は2ヶ月弱の休業期間があった。そういったこともあり、子供同士のソーシャルディスタンスが取れていたことで接触が減ったからいじめも減ったという

分析だった。ところが浜松市として増加しているということについては、私たち指導課としては逆のことを考えている。コロナの影響で、子供や保護者の精神的な面からすると不安が大きくなっていると考えている。そういった不安のために、久しぶりの学校での人間関係作りでギクシャクする子供たちが多く、トラブルも増えている。特に小学校低学年では人間関係作りがうまくいかず、トラブルが起きやすくいじめが増えていると考えられる。学校としては、いじめと受け止め、被害に合い、辛い思いをした子供たちが、その後の学校生活で安心安全に過ごせるように早めはいじめ認知をして、被害者を徹底して守ろうという姿勢でいることが、認知件数が増えていることに繋がっていると浜松市としては分析している。

(質疑・意見)

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

- 先程、安間委員の方から傍観者を減らしていく、認知件数が上がっていくというのは、必ずしもマイナスばかりでなくプラスもあるのかなと考えている。児童相談所からお願いしたい。

(応答)

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

- いじめの対応やいじめのメカニズムが虐待と似通ったところがあるのではないかと思う。今回のいじめの件数がコロナの影響を受けているのかもしれないが、対応する先生方の人材を育成し、更に力を付けていかなければいけない。全然できていないということではなく、そういう感性を磨いていかななくてはいけないと思う。それから、学校の先生はそれ以外にいろいろ沢山やることもあり、そこまでいろいろ対応できるのか、ということに危惧する。いずれにおいても早め早めの対応を基本としながら、私たちも対応していくので、学校の現場の先生方もそういう形でやられているとは思いますががんばっていただきたい。

(「遵法教室」上映)

(質疑・意見)

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 青木 稔典>

- 安間委員から、諸外国では周りの大人が声を掛けているという話があったが、日本ではなかなかそういうところは弱いということもあり、授業の中で子供たちが傍観について指摘する声が少なかった、又は最初は出なかったというのがあった。これは正に傍観者に対して悪いという概念が少し薄いのかと

思う。そういうところが垣間見ることができて非常にいい教室だと思う。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課 鳥居 篤史>

- 法的な解釈、切り口というところで、授業の方に入っていくわけだが、最後は必ず子供たちに、駄目だということを伝えて終わるのではなく、授業後に学校の先生に今日の授業を受けて、「どんな学校生活を送っていくか」と自分なりの宣言を作ってもらおうよう投げかけをして終わっている。上映した動画の最後の感想の中でも「どんな宣言をしますか」という問いが、全ての子にあったと思う。「こんなふうに生活を送っていこう」というそれぞれの思いを学校の先生と共有してもらい、その後の学校生活の中で振り返る場面に使ってもらおうという構成になっている。

(4) その他

<浜松市子ども家庭部次世代育成課長補佐 林 欣哉>

- 最後に3点事務連絡をする。本協議会は例年2回開催しているが、9月に予定していた協議会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止としたので、今年度の協議会は今回のみの開催である。来年度も当協議会を引き続き開催する予定だが、委員が交代する機関もあると思う。ぜひ、当協議会での協議内容を、新たに委員となる方や、各機関内で共有し、引き続き円滑ないじめ問題対策ができるよう、ご理解・ご協力をいただきたい。最後に、本日の会議録を、後日各委員に送付する。修正の有無について、同封の記入用紙に記入し、返信用封筒にて、返信いただきたい。